

日本共産党を代表されました、川崎誠議員のご質問にお答えします。

はじめに、海上自衛隊イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故についてであります。

現在、行方不明となられた 2 名の捜索活動が懸命に行われているところであり、心を痛めております。

国において原因を究明し、二度とこのような事故が起こらないよう、節に願うものであります。

次に、介護保険制度についてであります。
まず、高齢者の生活実態の認識についてであります。

少子高齢社会の進展の中、持続可能な制度の構築を目的に、医療制度改革や福祉制度など、数かずの見直しが行われ、経済的に不安定できびしい状況となっていることは認識いたしております。

次に、剰余金の活用であります。

剰余金を活用しての介護保険料・利用料の設定につきましては、第4期事業計画策定にあたる来年度において検討を進めて参ります。

なお、2007年度（平成19年度）の介護保険特別会計の収支見込み額につきましては、2007年（平成19年）11月までの給付実績により推計すると、最終的な実質黒字は5億円を超えるものと見込んでおります。

次に、介護保険料や利用料の軽減についてであります。

介護保険料につきましては、国は所得実態に、見合った介護保険料となるよう多段階の設定を指示しているところであり、本市としても、公平・公正な負担に配慮しつつ、今後検討を進めて参ります。

また、介護保険サービスの利用料の軽減につきましては、抜本的な軽減策を創設するよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

次に、介護労働者の労働条件についてであります。

本市としましては、就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、介護職員の処遇改善と労働環境の整備を、全国市長会を通じて国に要望してきたところであります。

国においても検討が進み、当面の対応策として、事務手続きの省力化に取り組むこととされ、介護報酬の水準についても、第4期介護保険計画策定時に合わせて、見直しを行う方針が示されたところであり、今後、処遇改善に向けての各種取り組みがなされるものと期待しております。

以上

次に、障害者自立支援事業についてであります。
まず、国の「緊急措置」につきましては、与党のプロジェクトチームにおいて、制度の見直しに向けての様々な議論が行われた結果、新年度予算に反映されることとなったものと受け止めております。

今後の見直し作業の中では、利用者負担のあり方や安定的なサービス提供基盤の確立について、さらに議論されるものと考えているところであります。

次に、軽度発達障害者への支援策についてであります。

青年・成人期も含め、いわゆる軽度発達障害者といわれる人の支援については、発達障害者支援法の施行後、都道府県ごとに「発達障害者支援センター」が設置されるなど、取り組みが行われておりますが、支援に必要な人材が全国的にも少ない状況にあるなど、課題もあるところであります。

本市としましては、昨年１０月立ち上げました「障害者地域自立支援協議会」に「発達支援部会」を設置し、関係機関等が連携し、支援のあり方等について検討に着手したところであります。

以上

次に、乳幼児医療費無料化制度についてであります。

乳幼児医療費無料化制度は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的に実施しております。

県制度では、就学前児童のみが対象ですが、本市においては、小学生の入院も対象として実施しているところであり、対象年齢の拡大は現段階では考えておりません。

また、一部負担金につきましても、2004年（平成16年）10月から、制度の安定的、持続的な運営を図るため、無理のない範囲で導入したものであり、現行で御理解をお願いします。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

住宅改修について、公的資金の融資並びに助成制度が拡充されている現状から、新たな市の助成制度を創設することなく、既存の制度の活用で、中小建設業者の受注の確保は出来るものと考えおります。

次に、小規模工事契約希望者登録制度についてです。

本市が発注する建設工事については、地元企業の健全育成の観点から、福山市建設工事等競争入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本としております。

公共工事においては、小規模の修繕工事といえども適正な履行確保の観点から、資格を有しない業者への発注については、慎重に対応する必要があると考えております。

以上

次に、農林水産行政についてであります。

まず、食の安全対策についてであります。

国に対する要望についてありますが、輸入食品の安全対策については、輸入時の監視・検査体制の一層の拡充強化等、これまでも全国食品衛生主管課長連絡協議会を通じて、要望してきたところであります。

また、国においては、今回の事案を踏まえ、関係閣僚による会合が開催され、食品による薬物中毒事案の再発防止策が、取りまとめられたところであります。

次に福山港での輸入食品に対する検査体制についてであります。

輸入食品に係る検査は、一義的に国の責務であり、検疫所において行われているところであります。

国においては、今後の検疫所における食品衛生監視員の増員等、輸入食品の監視体制の強化について、検討されているところであります。

引き続き、国・県と連携する中、食の安全・安心の確保を図ってまいります。

次に給食における安全対策についてであります。

肉類は国内産、米は県内産を使用しております。

野菜や果物などについては、可能な限り市内産や県内産を指定して地産地消の推進を図っているところです。

あわせて産地や流通ルート、農薬の使用状況等に注意を払い安全な給食を提供して参ります。

以上

次に、保育行政についてであります。

保育所の再整備につきましては、今後の児童数の推移や施設の老朽化など、保育所が抱える様々な課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に提供するとともに子育て支援を中心とした今日的な課題に応えるため、取り組んでいるものであります。

公立保育所の法人移管は、保育所再整備の手法の一つであり、引き続き、着実に進めてまいります。

以上

教育行政についてお答えします。

はじめに、少人数学級の実施につきましては、引き続き、国や県に対して強く要望してまいります。

なお、本市独自の取り組みとしては少人数指導推進支援事業を重点施策として実施して参ります。

次に、非常勤講師の処遇につきましては、ほかの非常勤職員との均衡を考慮し対応しているところです。

次に、放課後児童クラブについてであります。

利用児童が71人以上のクラブについては、来年度までに8か所を整備することとしており、引き続き、利用児童数の推移を見極める中で、規模の適正化に努めてまいります。

生活の場としてのスペースの確保につきましては、体育館など共用スペースの活用を図り、指導員の配置につきましては、利用児童数や特別支援の必要な児童の実態に応じた対応といたしております。児童館につきましては、公民館や市民センターなど、市内の既存の社会教育施設等が有している教育機能の多面的な活用が図れるよう、今後とも取り組んでまいります。

次に中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、
現行のミルク給食を継続して参りたいと考えております。

栄養バランスや望ましい食習慣につきましては、
各学校における食育や健康教育において引き続き、
取り組んでまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、本市の人権・同和行政につきましては、これまで国の動向や「福山市同和対策審議会答申」を尊重し策定した「福山市同和行政基本方針」等に基づき、行政の主体性を発揮する中で、問題解決に向け諸施策の推進に努めてきたところであります。

部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会及び部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。

次に、各地域で実施されている住民学習につきましては、市民の自主的、主体的な取り組みにより、多くの成果が上がっていると認識をいたしております。今後も、「福山市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権問題を取り上げながら、「協働のまちづくり」にもつながる学習会となるよう取り組んでまいります。